

ドイツにおける営業秘密の要件について

1. 「営業秘密」の要件

○ドイツ法における営業秘密の要件は、法律には明記されておらず、過去の裁判例において確立された下記4つの要件が、現在も適用されている。

- (1) 事業に関連する情報であること（事業関連性）
- (2) 公知でないこと（非公知性）
- (3) 保有者によって秘密とすることが意図されていること（秘密とする意図）
- (4) 保有者が当該情報を秘密とすることについて適法な経済的利益を有すること（経済的利益）

2. 各要件の具体的内容

○このうち、日本における「秘密管理性」の要件と関連しうるのは、「非公知性」及び「秘密とする意図」の要件であるが、裁判において最も争われるのは「非公知性」の要件である。一方、「秘密とする意図」の要件については、「非公知性」の要件が充足されると、通常、推認される（※注1）。

※注1 「秘密とする意図」とは、情報の保有者が当該情報を秘密とする意図があることをいい、当該意図は第三者に表示されていなければならないが、黙示の表示で足りる。そして、この要件の判断にあたっては、情報そのものの価値が重視されるため、問題となった情報の性質（顧客情報等）によって、保有者は「秘密の意図」があったと推認されることが多い。

○「非公知性」の要件については、原則として、情報の開示を受ける人の範囲が無制限でなく（※注2）、秘密保持契約や就業規則、開示の態様等の諸般の事情により、それらの者が当該情報を、さらに第三者に開示することが制限されている（※注3）といえる場合に認められる。

※注2 例えば、「自社と委託先」、「自社の〇〇部門の社員」という程度の特定で足

り、自社の個別の社員名まで特定されている必要はない。

※注3 必ずしも秘密保持契約の形をとっていなくとも、情報開示の態様等から、場合によっては、黙示の秘密保持義務が認められ得る。

3. 日本における秘密管理性との比較

○ドイツ法における「秘密の意図」の要件は黙示の表示でも足り、多くの場合、情報の性質によって推認されているため、従来の日本の多くの判例より低い水準の秘密管理措置であっても「秘密の意図」は充足される可能性がある。

○また、日本法における「秘密管理性」が認められない程度の秘密管理措置であった結果として、ドイツ法における「非公知性」が認められないという間接的な関係性はあるものの、上記のとおりドイツ法における「非公知性」は、秘密情報を共有する者に、明示又は黙示の秘密保持義務（※注4）があれば良く、「マル秘表示」や「パスワードの設定」、「施錠された棚での保管」といったような物理的な管理措置は、不可欠ではないと考えられる。

※注4 例えば、従業員との関係では、我が国でも認められているような、雇用契約における一般的な秘密保持義務も生じうる。

以上

【調査研究委託先を通じて現地弁護士事務所より聴取した内容を基に経産省にて作成】